

市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業中における
児童生徒の状況把握とその対応について（通知）

平素より生徒指導の充実にご尽力いただきありがとうございます。

今般の臨時休業中の生活指導につきましては、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第316号）の更新について（通知）（令和2年2月28日11：30時点）（令和2年2月28日付け教政第319号）」の中で「9 臨時休業中の生活指導について」を通知したところです。

各学校においては、児童生徒に対して、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのものであるという臨時休業の趣旨を理解させ、不要不急の外出を避け自宅で過ごすようご指導いただいていることと存じます。

こうした状況の中、日常生活が一変し、児童生徒が不安や悩みを抱え心理的に不安定になることが懸念されます。

市町村教育委員会におかれましては、管内の学校において、次のことを職員会議等で共通理解し、休業中の児童生徒の状況把握をきめ細かく行うとともに、適切な対応を行っていただきますよう周知の程よろしく申し上げます。

- 1 全ての児童生徒について定期的に電話連絡を行うなど、不安や悩みを抱え、心理的に不安定になっている児童生徒の状況把握と組織的対応に努める。また、不安やストレスの解消につながる声かけや必要に応じた家庭訪問等を行うこと。
- 2 いじめ・児童虐待が心配される児童生徒や不登校傾向のある児童生徒については、詳細な状況把握に努めるとともに、不安やストレスを抱えている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラーによる心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、児童相談所等の関係機関との連携についても検討すること。

- 3 感染防止の観点から、多くの人が集まるような場所に、児童生徒が行かないよう指導すること。なお、カラオケボックス、ファストフード店、ショッピングセンター等児童生徒が集まりやすい場所への校外巡視等も必要に応じて実施すること。その際、警察や青少年補導センター等との連携した対応についても検討すること。
- 4 児童生徒が事故・犯罪に巻き込まれないようにするため、不審者情報等について警察や関係機関と連携を図りながら、学校、保護者間で情報を共有し、学校安全ボランティア（スクールガード）等の協力のもと、地域全体で児童生徒を見守る取組を進めていくこと。

— 担 当 —

徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室
班 長 岡部 昌彦
電話番号 088-621-3143 ファクシミリ 088-621-2885